

研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラム (BRIDGE) 運用指針  
 (ガバニングボード 令和7年1月30日最終改正) 新旧対照表

改正後	現行
<p>研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラム運用指針</p> <p>平成 29 年5月 29 日                      ガバニングボード決定                      (最終改正: <u>令和7年1月 30 日</u>)</p> <p>(略)</p> <p>4. プログラムの運営                      (2) システム改革型</p> <p>中長期的に官民研究開発投資の拡大を図るため、地域中核大学イノベーション創出環境強化事業、<u>戦略的<del>大学</del>改革・イノベーション創出環境強化事業</u>、スタートアップ・エコシステム形成推進事業、新 SBIR 制度加速事業及び標準活用加速化支援事業を下記のとおり実施する。</p> <p>なお、ガバニングボードの下に、ガバニングボードメンバーのうち1名を座長とする審査・評価委員会を設置する。同委員会の構成等については、座長の意見等を踏まえ、ガバニングボードが別途定める。</p> <p>① <u>地域中核大学イノベーション創出環境強化事業 (令和8年度まで)、戦略的<del>大学</del>改革・イノベーション創出環境強化事業</u></p>	<p>研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラム運用指針</p> <p>平成 29 年5月 29 日                      ガバニングボード決定                      (最終改正: <u>令和4年 12 月 23 日</u>)</p> <p>(略)</p> <p>4. プログラムの運営                      (2) システム改革型</p> <p>中長期的に官民研究開発投資の拡大を図るため、地域中核大学イノベーション創出環境強化事業、スタートアップ・エコシステム形成推進事業、新 SBIR 制度加速事業及び標準活用加速化支援事業を下記のとおり実施する。</p> <p>なお、ガバニングボードの下に、ガバニングボードメンバーのうち1名を座長とする審査・評価委員会を設置する。同委員会の構成等については、座長の意見等を踏まえ、ガバニングボードが別途定める。</p> <p>① <u>地域中核大学イノベーション創出環境強化事業</u></p>

(削除)ほかのシステム改革型と記載の平仄をそろえた

i) 実施方針の策定

○ イノベーション創出のための戦略的な大学改革等に向け、各府省における施策を効果的に推進することを目的に、審査・評価委員会は、当該事業の対象施策、対象施策への配分額、事業実施期間、その他推進に当たっての必要事項を記載した実施方針案を策定する。

○ ガバニングボードは、審査・評価委員会座長から実施方針案に係る報告を聴取し、実施方針を策定する。

ii) 対象施策の実施状況等に係るフォローアップ

i) 対象大学の選定基準

○ 地域と連携した社会貢献等を通じた外部資金の拡大実績のある大学であって、特に地域の中核大学としての強み・特色を活かしたミッション・ビジョンに基づき、地域と連携した社会貢献活動を通じ、地域内外の課題解決や社会変革に意欲のある大学を選定する。その他、事業実施状況等を勘案し、必要に応じ、審査・評価委員会座長がガバニングボードの了承を得て定めることができる。

ii) 対象大学及び推進費の配分決定

○ 審査・評価委員会は、選定基準に基づき、応募大学を審査し、対象大学及び推進費の配分案を作成する。ガバニングボードは、審査・評価委員会が作成した対象大学・配分案を審議し、決定する。

iii) 対象大学の取組状況等に係るフォローアップ

○ 審査・評価委員会は、定期的（少なくとも年に1回以上）に、対象大学による地域イノベーション創出環境の強化に係る取組状況や配分した資金の使用状況を把握し、必要に応じて助言等を行う。

(新設)

○ 審査・評価委員会は、定期的（少なくとも年に1回以上）に、対象施策の実施状況や、配分した資金の使用状況を把握し、必要に応じて助言等を行う。

(略)

## 5. 評価

### (1) 評価対象

(削除)ほかのシステム改革型に統合

(略)

## 5. 評価

### (1) 評価対象

③ システム改革型（地域中核大学イノベーション創出環境強化事業）における対象大学に対する評価

#### i) 評価主体

○ 審査・評価委員会が対象大学の外部資金の拡大による経営基盤の強化に係る取組状況を把握し、ガバニングボードで審議する。

#### ii) 実施時期

○ 毎年度末に当該年度の取組に係る評価を実施する。

#### iii) 評価項目・評価基準

○ 評価項目・評価基準については、審査・評価委員会が策定する案を踏まえ、ガバニングボードが定める。

#### iv) 評価結果の反映方法

○ ガバニングボードは対象大学の評価の結果を踏まえ、必要に応じて、研究開発等計画の見直しや助言を行う。

○ ガバニングボードは、当該評価結果を踏まえ、次年度の推進費の配分有無や配分額を検討し、次年度実施事業に反映させる。

③ システム改革型（地域中核大学イノベーション創出環境強化事業（令和8年度まで）、戦略的大学改革・イノベーション創出環境強化事業、スタートアップ・エコシステム形成推進事業、新 SBIR 制度加速事業及び標準活用加速化支援事業）における対象施策に対する評価

i) 評価主体

○ 審査・評価委員会が対象施策の実施状況を把握し、ガバニングボードで審議する。

ii) 実施時期

○ 毎年度末に当該年度の取組に係る評価を実施する。

iii) 評価項目・評価基準

○ 評価項目・評価基準については、審査・評価委員会が策定する案を踏まえ、ガバニングボードが定める。

iv) 評価結果の反映方法

○ ガバニングボードは対象施策の評価の結果を踏まえ、必要に応じて、研究開発等計画の見直しや助言を行う。

○ ガバニングボードは、当該評価結果を踏まえ、次年度の推進費の配分有無や配分額を検討し、次年度実施事業に反映させる。

(略)

6. その他

○ なお、令和7年1月30日改正の前の規定により実施されている BRIDGE の対象施策については従前の例による。

④ システム改革型（スタートアップ・エコシステム形成推進事業、新 SBIR 制度加速事業及び標準活用加速化支援事業）における対象施策に対する評価

i) 評価主体

○ 審査・評価委員会が対象施策の実施状況を把握し、ガバニングボードで審議する。

ii) 実施時期

○ 毎年度末に当該年度の取組に係る評価を実施する。

iii) 評価項目・評価基準

○ 評価項目・評価基準については、審査・評価委員会が策定する案を踏まえ、ガバニングボードが定める。

iv) 評価結果の反映方法

○ ガバニングボードは対象施策の評価の結果を踏まえ、必要に応じて、研究開発等計画の見直しや助言を行う。

○ ガバニングボードは、当該評価結果を踏まえ、次年度の推進費の配分有無や配分額を検討し、次年度実施事業に反映させる。

(略)

6. その他

○ なお、令和4年12月23日改正の前の規定により実施されている BRIDGE の対象施策については従前の例による。